

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
--------------	----------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅳ	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
個別目標 1		公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること
		(評価対象事務事業) ・正社員就職増大等対策 ・就職支援プログラム事業 ・就職実現プランナー事業 ・非正規労働者就職支援事業
個別目標 2		労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること
		<b>※重点評価課題（労働者派遣制度の見直し）</b>
		(評価対象事務事業) ・職業紹介事業指導援助事業 ・労働者派遣事業雇用管理等援助事業 ・派遣労働者雇用安定化特別奨励金
個別目標 3		官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること
		(評価対象事務事業) ・しごと情報ネット事業

## 施策の概要（目的・根拠法令等）

1 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進

## (1) 目的等

公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。

## (2) 根拠法令等

職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条第1項（抄）

- 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。
- 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介事業を行うこと。

## 2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保

## (1) 目的等

職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。

また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。

(2) 根拠法令等

- ・ 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）

3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化

求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。

主管部局・課室	職業安定局首席職業指導官室（個別目標1） 職業安定局需給調整事業課（個別目標2、3）
関係部局・課室	

2. 現状分析（施策の必要性）

平成20年度の雇用失業情勢は、世界的な金融危機の影響等により、平成21年3月には、有効求人倍率（季節調整値）が0.52倍（平成14年4月以来6年11か月ぶりの水準）、完全失業率（季節調整値）が4.8%（平成16年8月以来4年7か月ぶりの水準）、正社員の有効求人倍率が0.32倍になるなど、その厳しさが増しているところである。また、非正規労働者の雇止め数の状況が、平成20年10月から平成21年3月までにおいて約18万人となるなど、非正規労働者の雇止め等が大きな問題となったところである。

このため、公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等により、安定した職業に就くことが難しい非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等も活用し、その労働力需給調整機能の強化を図ることが一段と重要となっている。

なお、平成20年12月末に雇止め等が大量に発生した状況を踏まえ、公共職業安定所において、非正規労働者就労支援センター等の特別の相談窓口や年末緊急職業相談窓口を開設し、非正規労働者等に対する職業相談・求人情報の提供・住宅確保にかかる相談を実施したところである。

また、官のみならず、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ確な結合が図られるようにする必要性も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要もある。

- ・ 一般労働者派遣事業 27,572事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約7.8%増加）
  - ・ 特定労働者派遣事業 56,033事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約26.0%増加）
  - ・ 有料職業紹介事業 17,700事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約14.5%増加）
  - ・ 無料職業紹介事業（※） 679事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約5.0%増加）
- （※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く

さらに、労働者派遣制度については、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となっており、これらに的確に対応する必要がある。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)		H16	H17	H18	H19	H20
※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)						
1	公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (31%以上／平成20年度)	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】	25.4 【82%】
2	雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (31%以上／平成20年度)	13.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】	23.1 【75%】
3	公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (22%以上／平成20年度)	21.6 【-%】	20.5 【-%】	20.3 【-%】	21.1 【-%】	24.6 【112%】
4	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少／平成20年度)	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】	7.7 【60%】
5	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少／平成20年度)	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】	7.3 【180%】
6	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上／平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】	188 【1.3%】 ※
7	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合(%) (35%以上／平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】	35.3 【101%】
(調査名・資料出所、備考)						
①指標1～3 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。 ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。 ・公共職業安定所の求人の充足率は、公共職業安定所で受理した常用(臨時・季節を除くもの)求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。						
②指標4～6 資料出所：職業安定局調べによる。 ※ 指標6については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い、平成20年7月1日から事業を開始したため、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。						
③指標7 資料出所：「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。 備考：						

- ・インターネットによるモニターリサーチ調査。
- ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

### 施策目標の評価

#### 【有効性の観点】

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月には有効求人倍率が0.52倍となり、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減、再就職が非常に困難になっている中で、就職件数の減少率は6.3%減にとどまり、求人の充足率は、目標水準を上回っていること等を踏まえれば、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合については、目標水準に達しなかったものの、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したこと等により、公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。一方、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数については減少（平成20年度188（対前年度比98.7%減））しており、見直しを検討するが、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先、派遣労働者向けセミナーを開催する等労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られているところである。

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数（平成20年度約120万件）及び求人情報件数（平成20年度約68万件）については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数（平成21年3月31日現在10,613機関）が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できる。

#### 【効率性の観点】

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月の有効求人倍率が0.52倍、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減している中、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底することなどにより、求人の充足率を向上（平成20年度目標達成率112%）させたことから、効率的な事業の実施が図られていると評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られていると評価できる。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できる。

#### 【総合的な評価】

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、公共職業安定所の需給調整機能の強化がますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに評価できる

ものである。

しかしながら、この雇用失業情勢の悪化に対しては、従来の事業に引き続き取り組みのみならず、公共職業安定所における人員・組織体制の抜本的充実・強化が必要不可欠であり、平成21年度補正予算により求人開拓の実施体制の強化等を行ったところである。

なお、今後、同補正予算による求人開拓の実施体制の強化等の効果が得られるものと見込まれるところであるが、本年5月の雇用失業情勢において、有効求人倍率（季節調整値）が0.44倍、完全失業率（季節調整値）が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.24倍となるなど、引き続き厳しい情勢が続いているところであること、また、非正規労働者の雇止め数の状況についても同様に、平成20年10月から本年9月までにおいて約22万人と見込まれるなど、今後とも厳しい情勢が続くことが懸念されることであることから、雇用保険受給者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、更なる効果的・効率的な事業運営の検討等を行う必要があると考えている。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成20年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、成果で出ていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。

また、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者向けセミナーを開催するなど、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであるが、労働者派遣事業アドバイザーについては、事業実績を踏まえ見直しを検討することとする。

(3) しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合（予定も含む）については、「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていていると評価でき、今後とも引き続き制度の円滑な運用が必要である。

なお、平成21年度補正予算により造成した「緊急人材育成・就職支援基金」により、公共職業安定所が中心となって、再就職や生活への支援を総合的に実施することとしたところである。具体的には、実習型雇用や職場体験を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を、平成21年7月より順次実施している。

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標1					
公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
公共職業安定所の求職者の就職率 (常用)(%) (31%以上/平成20年度) ※施策目標1-1に係る指標1と同じ	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】	25.4 【82%】
正社員求人割合(%) (44%以上/平成20年度)	45.4 【-%】	45.2 【-%】	43.8 【-%】	44.1 【-%】	46.2 【105%】
就職支援プログラム対象者の就職率(%) (73%以上/平成20年度)	69.2 【99%】	72.8 【104%】	76.1 【104%】	78.8 【104%】	76.4 【105%】
就職実現プラン対象者の就職率(%) (65%以上/平成20年度)	47.6 【-%】	58.8 【118%】	62.8 【106%】	69.4 【112%】	64.3 【99%】
(調査名・資料出所、備考)					

- ①指標1  
資料出所：職業安定局調べによる  
備考：公共職業安定所の求職者の就職率については、施策目標1-1に係る指標1と同じ。
- ②指標2  
資料出所：職業安定局調べによる  
備考：正社員求人割合は、公共職業安定所で受理した求人に対する正社員求人の割合であり、平成16年11月から集計を開始した（平成16年度の割合は、同月から平成17年3月までの実績。）。また、平成20年度から本政策評価において目標設定を行った。
- ③指標3  
資料出所：職業安定局調べによる  
備考：就職支援プログラム対象者の就職率は、同プログラム終了者に対する就職者数の割合である。
- ④指標4  
資料出所：職業安定局調べによる  
備考：就職実現プラン対象者の就職率は、同プラン終了者に対する就職者数の割合である。

個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

正社員求人割合については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等の機会において周知を行ってきたところであり、これらの取組により、雇用失業情勢の悪化に伴い、有効求人全体が減少（平成19年度比▲19.1%）している状況にもかかわらず、正社員以外の有効求人数の減少率（平成19年度比▲22.1%）に比して、正社員有効求人数の減少率（平成19年度比▲15.2%）が低く抑えられ、目標達成率105%となったものである。正社員での雇用を希望する求職者に対して、そのニーズに沿う雇用機会を提供することは極めて重要であり、これらの取組は有効に機能したものと評価できる。

【参考統計】有効求人数の推移

平成19年度有効求人（全数）：25,306,146人  
うち正社員：11,151,452人  
うち正社員以外：14,154,694人  
平成20年度有効求人（全数）：20,483,510人（前年度比 ▲19.1%）  
うち正社員：9,458,795人（前年度比 ▲15.2%）  
うち正社員以外：11,024,715人（前年度比 ▲22.1%）

※ 職業安定局調べによる（新規学卒者を除きパートタイム含む。）

また、就職支援プログラム対象者の就職率にあつては76.4%（目標達成率105%）、就職実現プラン対象者の就職率にあつては64.3%（目標達成率99%）となっており、ほぼ目標を達成しているところである。このため、公共職業安定所における担当者制による個別支援についても、有効に機能したものと評価できる。

以上から、雇用失業情勢の厳しさが増しており、再就職が非常に厳しくなる中で、就職率そのものの低下は見られるものの、公共職業安定所における需給調整機能については、一定の成果があったものと評価されるものである。

しかしながら、「総合的な評価」においても記載のとおり、今後とも、厳しい雇用情勢が続くことが懸念されるため、雇用保険受給者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、更なる効果的・効率的な事業運営の検討等を行う必要がある。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	正社員就職増大等対策
平成20年度 予算額等	1,372 百万円（補助割合：[国 / ] [ / ] [ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	1,225 百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 ( )					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>本事業は、正社員雇用のメリットの周知により正社員求人への提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援するものである。公共職業安定所において、求職者のニーズに対応し正社員求人割合を高めることは、雇用失業情勢の厳しさが増し、再就職が非常に厳しくなっている中、求人・求職の円滑なマッチングのために極めて重要である。このため、本事業については、引き続き継続が必要である。</p> <p>※本事業は公共職業安定所の業務の一環として実施している。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	-	-	-	1,090	1,372
予算上事業数等 フォローアップ率 (%)	100	100	100	100	100
事業実績数等 フォローアップ率 (%)	53.8	83.7	98.9	100	100
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>本事業の実施により、正社員求人への割合(46.2%・目標達成率105%)を高めて、求職者のニーズに対応するとともに、ほぼ全ての未充足求人に対するフォローアップを行うことにより、求人充足率が目標(24.6%・目標達成率112%)を達成しているところである。このため、本事業は、公共職業安定所における需給調整機能の強化のために有効であると評価される。</p> <p>ただし、平成21年5月の正社員有効求人倍率が0.24倍となるなど、正社員も含めた雇用失業情勢について、今度とも厳しい水準で推移する懸念があるため、引き続き本事業の実施により、正社員求人への確保を図っていく必要がある。</p>					
事務事業名	就職支援プログラム事業				
平成20年度 予算額等	3,251 百万円(補助割合:「国 / 」[ / ] [ / ] ) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	2,905 百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>雇用保険受給者のうち特に早期の再就職意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、早期就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を公共職業安定所に配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援を行う。</p> <p>前述のとおり、雇用失業情勢の厳しさが増し、再就職が非常に困難になっている中、早期再就職の必要性が高い者に対しては、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援が極めて有効である。このため、本事業を引き続き継続することが必要である。</p> <p>なお、本事業については、従来、雇用保険受給者に加え、35歳から44歳までの不安定就労者を支援対象者として行っていたが、不安定就労者対策の充実、若年者雇用対策の拡充等に伴い、平成21年度から当該不安定就労者に対する支援を廃止し、雇用保険受給資格者に対する支援を集中的に行うこととするよう見直しを行った。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後)	4,405	4,481	3,857	3,269	3,251

(百万円)					
予算上事業数等 プログラム開始者数 (人)	70,000	80,000	80,000	80,000	85,000
事業実績数等 プログラム開始者数 (人)	79,053	83,107	95,928	90,152	105,228
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>本事業の実施により、就職支援プログラム対象者の就職率76.4%と目標達成率105%となったところである。</p> <p>このため、本事業は、公共職業安定所における需給調整機能の強化のために有効であると評価される。</p> <p>しかしながら、雇用保険受給者数が増加する中、これらの者に対する就職支援の一層の充実を図ることが必要であり、効果的な事業運営が行われている本事業について、就職実現プランナー事業との統合も含めて、更なる効果的・効率的な事業運営のあり方を検討する必要がある。</p>					
事務事業名	就職実現プランナー事業				
平成20年度 予算額等	1,968 百万円(補助割合:「国 / 」[ / ] [ / ]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	1,795 百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>就職実現プランナーを主要な公共職業安定所に配置し、雇用保険受給者であって、扶養家族のいる世帯主である等、早期再就職の必要性が高い者に対して、計画的・効果的な求職活動を促し、再就職を実現するための計画(就職実現プラン)を策定し、早期再就職の実現に向けた個別総合的な相談援助を実施する。</p> <p>前述のとおり、雇用失業情勢の厳しさが増し、再就職が非常に困難になっている中、本事業による担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援は極めて重要である。</p> <p>なお、本事業については、従来、「就職実現プラン」による支援に加え、若年者に対する「チャレンジ計画」及び不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対する「総合的な支援計画」による支援を行っていたが、不安定就労者対策の充実、若年者雇用対策の拡充等に伴い、両計画による支援を廃止し、「就職実現プラン」による支援を集中的に行うこととするよう見直しを行った。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,124	2,575	2,334	3,107	1,968
予算上事業数等 就職実現プラン作成 件数(件)	50,000	120,000	120,000	140,000	120,000
事業実績数等 就職実現プラン作成 件数(件)	64,407	135,940	150,748	145,925	121,196
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>本事業の実施により、就職実現プラン対象者の就職率64.3%、目標達成率99%とほぼ目標を達成したところである。</p> <p>このため、本事業は、公共職業安定所における需給調整機能を強化するために有効に機能しているものと評価されるものである。</p> <p>しかしながら、雇用保険受給者数が増加する中、これらの者に対する就職支援の一層の充実を図ることが必要であり、より効果的な事業運営が行われている就職支援プログラム事業との統合も含めて、更なる効果的・効率的な事業運営のあり方を検討する必要</p>					



がある。

事務事業名	非正規労働者就職支援事業				
平成20年度 予算額等	502 百万円（補助割合：[ 国 / ] [ / ] [ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	339 百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のための非正規労働者就労支援センター（キャリアアップハローワーク）を設置し、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要な公共職業安定所においても同様のサービスを実施する。</p> <p>雇用失業情勢の厳しさが増し、非正規労働者の雇止め等も増加しているところ、これらの者については、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等により、安定した職業に就くことが困難な状況にあることから、本事業の実施により、安定した職業に就くことを希望する非正規労働者のニーズや能力等にに応じて、担当者制によるきめ細かな就職支援や住宅確保に係る相談支援等ワンストップで行うことが極めて有効である。</p> <p>このため、本事業は引き続き実施する必要がある。</p> <p>※ 本事業は公共職業安定所の業務の一環として実施している。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
<p>本事業については、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「新たな雇用対策について」（平成20年12月9日 新たな雇用対策に関する関係閣僚会合）、「経済財政改革の基本方針2009について」（平成21年6月23日閣議決定）等において、非正規労働者就労支援センター及び非正規労働者就労支援コーナーを設置、拡充等を行うこととしているところである。</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	—	502
予算上事業数等 非正規労働者就労支援センター設置箇所数 （箇所）	—	—	—	—	5
事業実績数等 非正規労働者就労支援センター設置箇所数 （箇所）	—	—	—	—	5
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>本事業では、雇用失業情勢の悪化に対応して、平成20年度第1次補正予算により、東京、愛知及び大阪に非正規労働者就労支援センターを設置し、担当者制によるきめ細かな就職支援を行うとともに、労働者派遣契約の中途解除や雇止め等により社員寮等の退去を余儀なくされた住居喪失者等に対する住宅確保に係る相談支援を実施した。また、同事業について、平成20年度第2次補正予算により、北海道及び福岡に非正規労働者就労支援センターを設置するとともに、同センター未設置の府県の主要な公共職業安定所に非正規労働者就労支援コーナーを設置したところ。</p> <p>※ 平成21年度補正予算により、更に14県に非正規労働者就労支援センターを増設（宮城、山形、福島、栃木、群馬、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、岡山、広島）するなど、拡充を行った。</p> <p>非正規労働者に対する支援については、今般の雇用失業情勢により、引き続き最重要課題であるところ、本事業の充実等により、今後とも、就職支援の強化や地方公共団体との連携等による生活支援の強化等が求められる。</p>					

個別目標2						
労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度) ※施策目標1-1に係る指標4と同じ	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】	7.7 【60%】
2	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度) ※施策目標1-1に係る指標5と同じ	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】	7.3 【180%】
3	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成20年度) ※施策目標1-1に係る指標6と同じ	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】	188 【1.3%】 ※
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～3いずれも職業安定局調べによる。 ※指標3については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い平成20年7月1日から事業を開始した結果、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	職業紹介事業の定期指導監督件数(件)(-)	1,791 【-%】	1,771 【-%】	1,480 【-%】	1,809 【-%】	2,011 【-%】
2	労働者派遣事業に係る指導監督実施件数(件)(-)	4,563 【-%】	6,068 【-%】	9,776 【-%】	10,163 【-%】	11,666 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。 備考： ・職業紹介事業の定期指導監督件数は、有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の事業所を訪問し、指導監督を行った延べ件数である。 ・労働者派遣事業に係る指導監督実施件数は、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業、派遣先等の事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。						
個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成20年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、						

指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成20年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は188件（対前年度比98.7%減）となったことから労働者派遣事業アドバイザーについては、事業実績等を踏まえ見直しを検討することとする。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 職業紹介事業の許可事業所数(件)	1,500	1,859	2,240	2,403	2,382
2 労働者派遣事業の許可・届出事業所数(件)	8,957	10,477	14,839	21,338	16,781

(調査名・資料出所、備考)

資料出所：参考統計1、2共に職業安定局調べによる。

備考：

・職業紹介事業の許可事業所数は、各年度3月時点の有料職業紹介事業の事業所数及び無料職業紹介事業（学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く。）の事業所数の合計である。

労働者派遣事業の許可・届出事業所数は、各年度3月時点の一般労働者派遣事業の事業所数及び特定労働者派遣事業の事業所数の合計である。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	職業紹介事業指導援助事業
平成20年度 予算額等	116 百万円（補助割合：「国 / 」[ / ] [ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	116 百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

職業紹介事業従事者研修会の開催等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより求職者の早期就職等労働者の福祉の増進を図る。これにより、民間の需給調整機能を円滑に運営させ、もって求職者の雇用機会の確保、早期就職の促進等、雇用失業情勢の改善に寄与する。

政府決定・重要施策との関連性

特になし

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	234	229	216	113	116
予算上事業数等 マニュアル配布事業 所数（箇所）	8,600	9,509	12,428	14,943	18,754
事業実績数等 マニュアル配布事業 所数（箇所）	9,307	11,028	13,469	16,100	18,379

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

職業安定法第5条の3の違反率については、目標達成率は6割にとどまっているものの、昨年度と比較して違反率は減少している。これは、諸制度に対する習熟度が低いと思われる新規許可取得3年以内の事業所を対象として重点的に集団指導を行ったためと考えられる。今後もより多くの事業所に法制度の周知・啓発を図るためにも、引き続き当該事業に取り組む必要がある。

事務事業名 | 労働者派遣事業雇用管理等援助事業

平成20年度 予算額等	466 百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	395 百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
派遣先に対する講習及び派遣元事業主に対する雇用管理研修の開催等により、派遣元事業主による労働者派遣事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより派遣労働者の就業機会の確保、派遣先における就業の適正化等労働者の福祉の増進を図る。					
政府決定・重要施策との関連性					
事業(予算)実績等					
	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	651	665	666	444	466
予算上事業数等 労働者派遣事業アドバイザーによる相談 見込件数	10,794	2,160	2,160	3,693	4,956
事業実績数等 労働者派遣事業アドバイザーによる相談 処理件数	7,059	9,622	13,203	14,472	188(※)
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
本事業は、平成20年度をもって廃止し、労働者派遣事業等に係る苦情等への対応について、具体的な取組を設定する等見直した上で、平成21年度より新規の事業を実施している。 ※平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い平成20年7月1日から事業を開始した結果、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。					
事務事業名	派遣労働者雇用安定化特別奨励金				
平成20年度 予算額等	—（制度要求）百万円（補助割合：[国 / ][ / ][ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	— 百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
派遣期間満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給（1人100万円（有期雇用の場合50万円）（大企業は半額））することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。					
政府決定・重要施策との関連性					
「生活防衛のための緊急対策」にて措置（二次補正）					
事業(予算)実績等					
	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	—	—	—	—	—
予算上事業数等	—	—	—	—	—
事業実績数等 （例）箇所数	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					

本事業の実際の支給については平成21年8月頃から発生するため、現時点での実施状況の評価はできないが、今後制度の適切な執行に努めてまいりたい。

<b>個別目標3</b>						
官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成20年度) ※施策目標1-1に係る指標7と同じ	— 【-%】	— 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】	35.3 【101%】
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所:「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。						
備考: ・インターネットによるモニターリサーチ調査である。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						
個別目標3に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものである。						
しごと情報ネットの参加機関数(平成21年3月31日現在10,613機関)が増加するとともに、しごと情報ネットへのアクセス件数(PC版、携帯版における年度の1日平均件数)は、前年度比で27%以上増加し、約120万件と高い水準を維持している。						
さらに、しごと情報ネットの利用者のうち、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした利用者(「具体的行動を起こす予定の利用者」を含む。)の割合については、「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果을上げている。						
以上のことから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られており、官民連携による労働力需給調整機能の強化に寄与していると評価できる。今後とも参加機関及び利用者のニーズを踏まえた運営に取り組むことにより、引き続き労働者の雇用の安定に寄与していくこととする。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	しごと情報ネット事業					
平成20年度 予算額等	505 百万円(補助割合:「国」/「」/「」/「」)					
平成20年度 決算額	352 百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(一部公益法人への委託事業を含む)					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
しごと情報ネットは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関(民						

間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等)の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索・入手することを可能としており、求職者による求人情報等へのアクセスの円滑化を図るものである。官民の保有する求人情報を一覧できるポータルサイトであり、求職者があらゆる求人情報をスムーズに入手できることから、参加機関、求人数、求職者等のアクセス数が増加しており、引き続き円滑な運営が必要である。

政府決定・重要施策との関連性

特になし

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	778	793	552	549	505
予算上事業数等 調査研究対象数 (件)	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000
事業実績数等 調査研究対象数 (件)	1,235	2,371	3,324	3,452	3,390

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

1日平均アクセス件数に関しては雇用失業情勢の影響等により1月以降大幅な増加があった。参加機関数については年々増加している。今後とも参加機関及び利用者のニーズを踏まえた運営に取り組むことにより、引き続き労働者の雇用の安定に寄与していくこととする。

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 82 % 指標2 目標達成率 75 % 指標3 目標達成率 112 % 指標4 目標達成率 60 % 指標5 目標達成率 180 % 指標6 目標達成率 1.3 % (*) 指標7 目標達成率 101 %
(目標達成率を算定できない場合、その理由)
※指標6については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い、平成20年7月1日から事業を開始したため、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)
事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討  
 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討  
 (理由)

## 6. 特記事項

- ①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当  
 (1) 無  
 (2) 具体的記載
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当  
 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)  
 (1) 有  
 (2) 具体的内容  
 ○非正規労働者就職支援事業  
 「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日 「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）、「新たな雇用対策について」（平成20年12月9日 新たな雇用対策に関する関係閣僚会合）、「経済財政改革の基本方針2009について」（平成21年6月23日閣議決定）等において、非正規労働者就労支援センター（キャリアアップハローワーク）及び非正規労働者就労支援コーナー（キャリアアップコーナー）を設置、拡充等を行うこととしているところである。  
 ○派遣労働者雇用安定化特別奨励金  
 「生活防衛のための緊急対策」にて措置（二次補正）
- ③審議会の指摘  
 (1) 有  
 (2) 具体的内容  
 ・労働政策審議会の建議（平成20年9月24日）において、労働者派遣法について、日雇派遣の原則禁止やグループ内企業派遣の規制、登録型派遣労働者の常雇化の努力義務化、派遣先に対する労働契約申込みの勧告制度の創設等の改正をすべきとされている。
- ④研究会の有無  
 (1) 有  
 (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容  
 ・「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」（平成20年7月28日）において、労働者派遣制度は、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとしての位置付けは維持した上で、派遣労働者の保護と雇用の安定が図られるような方向にすべきとされている。
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当  
 (1) 無  
 (2) 具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘  
 (1) 無  
 (2) 具体的内容
- ⑦その他

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

特になし